

最近の税務調査の傾向とその対策について～法人税・消費税～

1 税務調査手続きの厳正化と調査終了までの主な流れ

納税環境整備に関する国税通則法等の改正（平成 23 年 12 月、平成 25 年 1 月 1 日適用開始）により調査手続について法的整備

実地の調査(事前通知の場合)

- ① 質問検査の対象等の明示⇒通知事項、日程調整
- ② 概況聴取・帳簿調査・現況調査
- ③ （場合によって）留め置き、質問応答記録書、反面調査等
- ④ 調査結果の説明・修正申告等の勧奨及び教示説明等
- ⑤ 書面による通知（是認・理由書）

2 調査事務の充実等への課題(共通事項)

経済活動のデジタル化・国際化等への対応

データの分析・活用による効率化（調査必要度の高い納税者の抽出）

納税者リスクに応じた適切な接触方法の選択

接触方法の類型（法人税の場合）

① 行政指導（業務センター・署）

申告審理（提出された法人税の決算書、内訳明細書、法人事業概況説明書又は資料情報などを検討し申告内容のチェックを行うこと）の結果、簡易な申告誤り、是正が見込まれる納税者に対し、書面・電話により自発的な見直しを要請する。

無申告法人への申告勧奨。

② 署内調査（署）

納税者に来署を求め、署内で特定項目の確認を行う。

③ 重点項目調査（署）

特定の項目に非違が想定される納税者に対し、実地で当該項目の確認を行う。

④ 一般同時調査（局・署）

申告・データ・資料情報の分析により、大口非違・不正計算の蓋然性が高く深度ある検討を要するもの ※法人税・消費税・源泉所得税・印紙税を同時調査

※③，④は「実地の調査」

- ※①の根拠法令は、行政手続法2①六となる。(無申告加算税のみ適用)
 ※②～④は国税通則法上の調査(国税通則法74の2①)、加算税適用あり
 特定の納税義務者の課税標準等または税額等を認定する目的で行う行為

3 法人税等調査の状況(令和3事務年度 国税庁HPより)

新型コロナウイルスの影響を受けつつも、調査件数、申告漏れ所得金額、追徴税額が増加した。

悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触を実施した。

○ 実地調査の状況

項目	事務年度等		前年対比
	令和2	令和3	
実地調査件数	千件 25	千件 41	% 163.2
申告漏れ所得金額	億円 5,286	億円 6,028	% 114.0
追徴税額	億円 1,936	億円 2,307	% 119.2
調査1件当たりの追徴税額	千円 7,806	千円 5,701	% 73.0

○ 簡易な接触の状況

項目	事務年度等		前年対比
	令和2	令和3	
簡易な接触の件数	千件 68	千件 67	% 98.0
申告漏れ所得金額	億円 76	億円 88	% 116.6
追徴税額	億円 62	億円 104	% 167.5

・法人税・消費税等の調査事績

参考計表(別表1～6)

別表1 法人税の実地調査の状況

別表2 不正発見割合の高い10業種(法人税)

不正1件当たりの不正所得金額の大きな10業種(法人税)

別表3 消費税の実地調査の状況

別表4 消費税還付申告法人に対する消費税の実地調査の状況

別表5 海外取引等に係る調査等の状況(法人税)

別表6 無申告法人に対する実地調査の状況

4 法人税・消費税調査の主な取り組み（重点課題）

(1) 消費税還付申告法人等に対する取組

消費税不正還付の対策本部設置 東京国税局（令和4年10月1日 日経新聞）

消費税の免税制度を悪用した不正還付への取り組みを強化しようと、東京国税局は令和4年10月「消費税不正還付対策本部」を設置した。専門に調べる調査官のほか、課税の可否を審査する審理部門や徴収部門の職員ら約130人が所属。調査段階から全体で情報共有を進め、不正還付の防止や迅速な徴収につなげるのが狙いだ。対策本部の設置は全国の国税局で初めて。

消費税専担部門等の設置（署）

消費税専門官、特別調査情報官（消費税担当）、特別調査部門（消費税担当）

(2) 調査必要度の高い法人に対する取組

重点管理対象法人の管理

特別管理部門の広域化（15署16部門、千葉県内は「千葉東」と「松戸」署に設置）

(3) 海外取引法人等に対する調査の充実

自動的情報交換資料等（国外送金調書、国外財産調書等）及び情報交換制度の活用

富裕層への取組

国際税務専門官との連携・協調、独自調査の実施、支援調査

(4) 無申告法人に対する取組

実地の調査、行政指導による接触

5 税務調査事例 A (実地調査：無予告調査)

【調査対象法人の概要】

- ① 都内繁華街にてキャバクラ及びガールズバーの 2 店舗を経営
- ② (調査時直前期 申告事績)
売上 1.3 億円 所得 欠損 1,050 万円 繰欠 5,200 万円
代表者役員報酬 144 万(年) 代表者借入金 5,600 万円
※代表者借入金 5 年間 増加額 3,400 万円
- ③ 前回調査 平成 30 年 10 月 無予告 (初日応じず)
平成 28, 29 年 2 期修正 売上計上もれ 730 万円 (重加対象)
※1 日 1 万円の売り上げ漏れとして推計
※追徴税額は、消費税のみ (法人税は欠損金否認)

【調査着手日の状況 令和 5 年 4 月】

8:40 代表者宅に臨場 (調査官 2 名) オートロック、室内カメラから確認、
携帯にも電話あり。代表者応答せず。

同時にキャバクラ店舗 (営業時間前) にも臨場 (調査官 2 名)
店舗には従業員不在

9:00 税理士に代表者から連絡あり

病院に行く予定あり。リハビリ等で午後に予約済み。体調も悪く、今日は協力
できないとのこと。多分、税務署だろうとのこと。

店舗も今日は休業にするとのこと。

11:40 税理士事務所に税務署から連絡あり。代表者に連絡取れないかとのこと。

12:10 代表者と連絡が取れたので、税務署に連絡。

今日の調査対応は、代表者の都合が悪いので、総勘定元帳の提示のみで、後日、
店舗の状況等の確認をお願いするも、代表者に直接、調査協力要請の説得をしたい。

13:00 代表者受電。税務署調査官と会話。説得には応じないが、その会話の中で調査官
から暴言があったとのこと。「前回もその前の調査の時も初日に協力してもらえず、
今回もそうなので、あなたは絶対に書類を見せようとしなさい。私はあなたが絶対に
不正 (売上除外) をしていると思う。違うならば、協力をしてください。」

13:30 代表者から相談。「応じないといけないのか。犯罪者みたいに言われてショックで
す。」

※ 本件の調査担当者は、経験の浅い若い調査官。繁華街担当部門(4 名)に所属。

※ 結局、当日夕方、税理士事務所にて元帳を留め置き。店舗への調査は、1 週間後 (月
曜日) となった。その時、税務署には、暴言に対し抗議を行い、謝罪はあった。

【実地調査の内容】

1週間後、店舗にて概況聴取、前日までの約半年分の売上・経費の証憑類の確認、パソコンデータのコピー等を実施。

内観調査時に確認している受付にあったペーパーベースのリスト表（売上管理表）の提示を求められるも日々破棄していたので保存がなかった。提示したのは、パソコン内にあるリスト表をまとめた日報データのみであった。

内観調査の売上計上もれが確認されていることが判明。

調査対象年度が、3年から5年に通知される。

コロナ禍で従業員に数年、任せていたことから、不備があったと釈明。今後は、体制を整えるので、今回は、代表者の責任として修正に応じると供述をしている。（質問応答記録書は録取せず）

ガールズバーの源泉徴収漏れ。

【売上計上もれ額の確定】

後日、税務署に出向き、売上計上もれの金額について、相談に行く。

代表者も反省しているし、コロナ禍で数年、経営が苦しい状況であったことを考慮してもらえるよう検討を依頼した。

【税務署の売上計上もれ額の検討結果】

- ① 内観調査の結果（調査着手前、調査初日後）
- ② 金融機関調査
- ③ 申告事績の分析
- ④ 代表者の可処分所得
- ⑤ 過去の調査事績
- ⑥ 近隣同業者対比（原価率）

【調査結果】

税務署と数回、修正金額の打ち合わせを行い、5期 約 6,500 万円の売上計上もれの修正申告を提出。（税額 地方税含み 約 1,400 万円 加算税 400 万円は、分納）

6 税務調査事例B（署内調査：消費税還付申告の照会）

【調査対象法人の概要】

- ① 都内で貴金属・高級時計・ブランド鞆の販売、買取、輸出、免税店を営む。
- ② 代表者は、韓国籍。日本において、整骨院の経営から古物商に転じ、現在11期目。
- ③ 月商平均2億円。消費税毎月申告（課税期間の短縮）、還付は平均1,500万円程度。
- ④ 古物商許可、輸出物品販売場許可あり（免税販売手続は完全電子化運用システム導入済み）。
- ⑤ 国内、国外の売上は、およそ50%ずつ。仕入れは国内のみ。
- ⑥ 申告と同時に税務署に申告添付書類を毎回提出。
 - ・消費税集計表
 - ・総勘定元帳（売上、仕入、預金、現金、借入金）
 - ・輸出許可証（インボイス等）
 - ・免税店（納品書、領収書控など）
 - ・仕入（国内業者：請求書、納品書、領収書）
（買取個人：買取証明書、身分証、領収書）
 - ・通関業者からの請求書
 - ・古物台帳（5年8月以降）
- ⑦ 今まで消費税の還付処理は、簡易な電話による照会は数回あったが、概ね3か月以内に実行されている。

【消費税申告に対するお尋ねの内容】

5年8月初旬に届く。（対象：令和5年4月課税期間）

- ① 輸出先からの入金について。輸出前に即日現金で受領しているが、どこで、誰が来ているのか。領収書は誰に渡すのか。輸出先とその者の関係を説明してください。
- ② （ある仕入先について）商品の発注から納品、代金の支払い、領収書の受け取りまで、誰とどのようにやり取りしているのか教えてください。
- ③ 租税公課の元帳の提出してください。
- ④ 古物台帳（商品名、シリアル番号の入ったもの）を提出してください。

※行政指導として送付している文書であると記載があった。

【税務署に対する回答】

上記①、②の質問内容について、行政指導の範疇なのか。

上記④の提出について、古物台帳の提出が義務なのか。

文書で回答するのは適当な方法ではないので、代表者を連れていくので直接質問調査をするか、実地調査をするように依頼した。

また、当該輸出取引及び仕入先については、以前から取引があったが還付処理されていたが、今回お尋ねが来たことに対する説明を要求した。(審理担当者が7月から変更となっている。)

その後、上司に確認をしたようで、税務署で代表者に直接質問することとなった。

【税務署の検討結果】

代表者からの回答によって、理解を得たようで、問題なく、当月中に還付処理された。税務署担当者も、直接回答を得たほうが理解しやすくて助かったとのこと。

(補足説明)

- ・行政指導⇒署内調査となった模様。
- ・税務署の担当は広域運営している「消費税専門官」部門が担当。所轄署とは異なった。

- ・お尋ねの①については、今般、中国から日本の送金に規制があること、送金の時間が掛かることから、日本にいる者（身元は不明）に店で商品の確認をした後、現金を持参させているとのこと。中国から日本への送金規制が背景にあるようでした。
当該内容について、税務署は不可解な様子であったが、納税者としても、回答に限界があることから、還付処理したものと思われる。
- ・お尋ねの②については、仕入先の課税上の問題だったようです。
- ・お尋ねの③については、当該輸出先に領収書を提示している時に印紙を貼付しているかの確認のため。
- ・お尋ねの④については、義務はないが還付が早くなるので、提出することにした。

7 その他

- ・インボイス制度の導入

- ・電子帳簿保存法による調査での対応